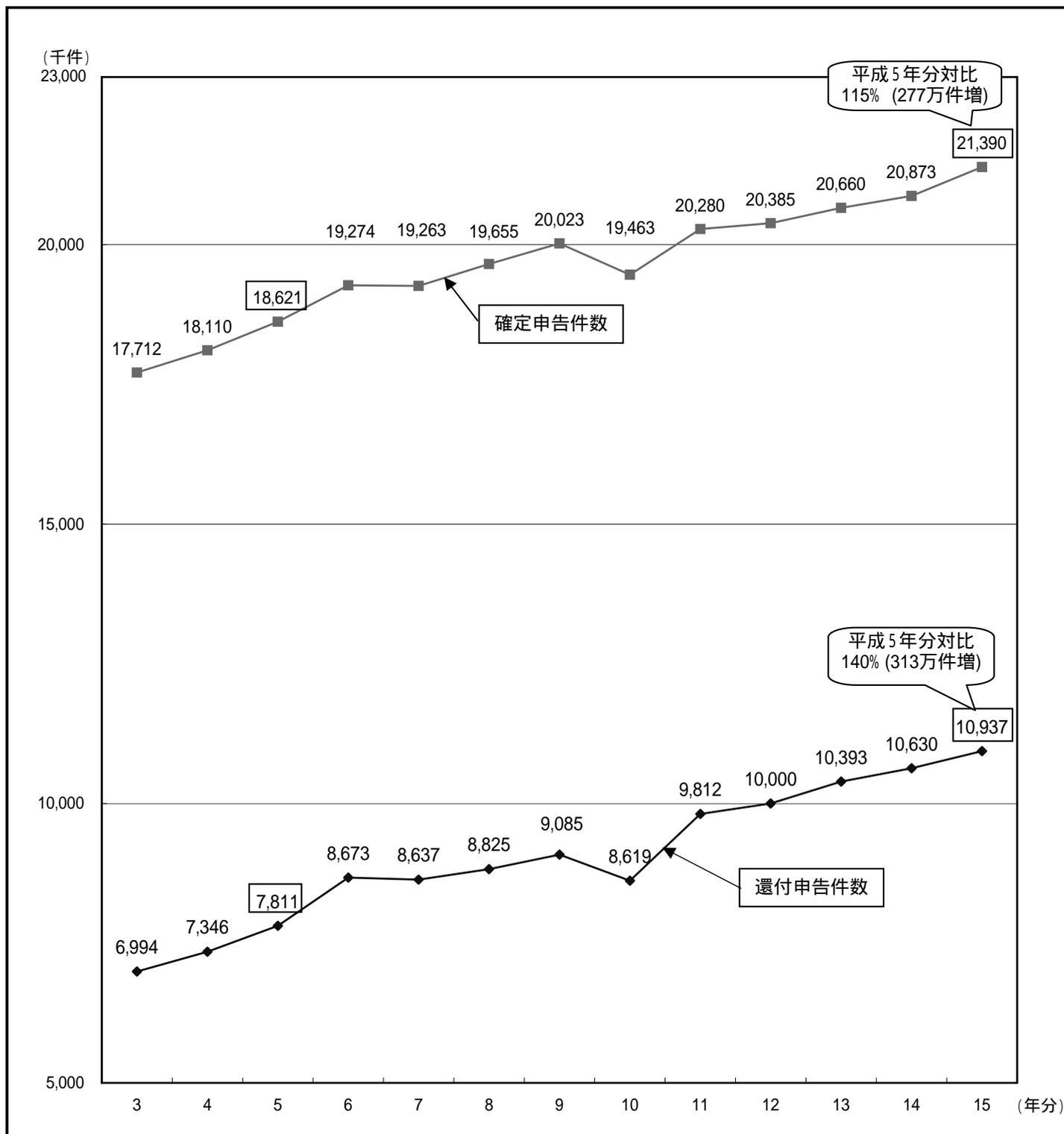


保存期間：10年

資料	3
----	---

平成16年分確定申告における取組

申告件数の推移と各種施策の実施状況



【各種施策の実施状況】

- 平成10年分 タッチパネルの導入
- 平成13年分 申告書新様式の導入(38年ぶりに全面改訂)
- 平成14年分 国税庁ホームページ「所得税の確定申告書作成コーナー」を開設
- 平成15年分 閉庁日対応の実施(全国248の税務署で申告相談・申告書の受付)
- 平成16年分 確定申告書等作成コーナーに消費税申告書及び青色申告決算書等の作成機能を追加
電子申告(e-Tax)の全国導入後初めての確定申告期
閉庁日対応の実施(211の税務署のほか、3合同会場、2広域申告相談センターで実施)

国税庁ホームページで

カラープリンタを使って

確定申告書等が作成できます

パソコンでインターネットをご利用の方は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。カラープリンタを使って印刷したものを申告書等として、そのまま税務署に提出できます。

これまで以上にご利用いただけるよう、皆様からのご要望を踏まえ、より一層便利になりました。

青色申告決算書等の作成機能を追加
消費税の確定申告書作成機能を追加

国税庁ホームページのアドレスは、<http://www.nta.go.jp>

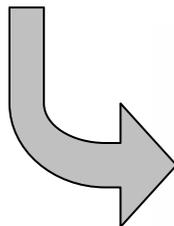
【確定申告書等作成コーナーの利用イメージ】(所得税の確定申告書作成)

自宅等でご都合の
よい時間に作成

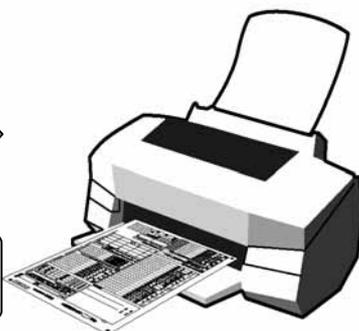


画面に基づき、必要項目を入力

項目名	単位	金額
課税される所得の金額 (E)	(円)	(E)
上記1に対する税額 (F)	(円)	(F)
配当控除 (G)	(円)	(G)
控除控除額 (H)	(円)	(H)
課税所得金額 (I)	(円)	(I)
青色申告特別控除額 (J)	(円)	(J)
青色申告特別控除額 (K)	(円)	(K)
青色申告特別控除額 (L)	(円)	(L)



カラープリンタ
を使って印刷



添付書類も
忘れずに!



送付で!

主な機能

画面の説明に従って収入金額などの必要項目を入力すれば、申告書等が簡単に作成可能

途中で入力を中断しても一時保存機能を使えば、いつでも再開が可能
作成したデータを電子申告（国税電子申告・納税システム(e-Tax)）で送信することも可能

ご利用に当たってのお願い

ご利用に当たっては、次の事項にご留意ください。

カラープリンタの使用

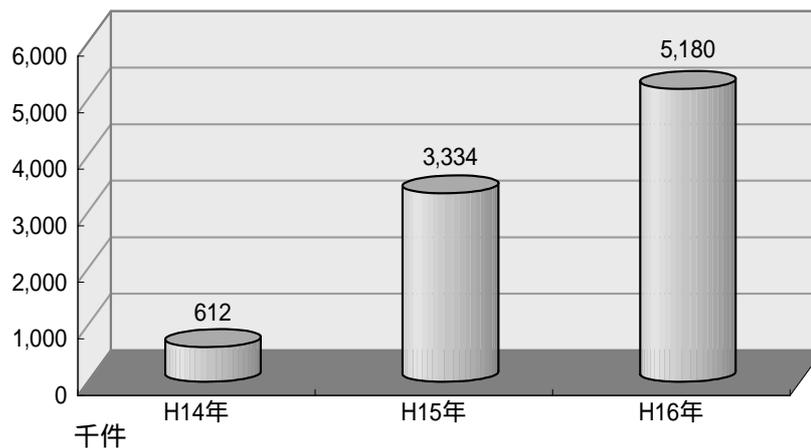
プリンタの設定の確認（画面の指示にしたがって確認）

印刷後に正しく印刷できたか確認（画面の指示にしたがって確認）

印刷する紙は、**A4サイズの普通紙（PPC用紙又はOA共用紙）**をお使いください（インクジェット用紙やフォト専用紙は使わないでください。）。

税務署では、提出された申告書をOCR処理しておりますので、これらの事項へのご協力をお願いします。

【所得税の確定申告書作成コーナーの利用件数（各年1月から3月）】



確定申告書等作成コーナー以外にも国税庁ホームページ等では、各種情報を提供しています

【確定申告特集ページ】(イメージ)

国税庁のwebへようこそ 掲載期間:1月7日~3月31日

確定申告 特集ページ

所得税の確定申告

申告期間▶2月16日(水)から3月15日(火)まで
 納付期限▶3月15日(火) 振替日:4月19日(火)

給与所得のみの方
 医療費控除の申告 年金等のみの申告
 住宅ローン控除の申告 株式を売却した申告

個人事業者の消費税の確定申告

申告期限▶3月31日(木)まで
 納付期限▶3月31日(木) 振替日:4月26日(火)

自宅のパソコンで確定申告書が作成できます
確定申告書等作成コーナー

国税電子申告・納税システム(e-tax)をご利用される方はこちら

贈与税の申告

申告期間▶2月1日(火)から3月15日(火)まで
 納付期限▶3月15日(火)まで

税務署の所在地

土曜日・日曜日・祝日は休業
 一部の税務署では、2月26日に確定申告の受付を行います。

申告が必要な方

- 事業をしている方、不動産収入のある方、不動産や株式を売った方
- 給与所得の方で、収入金額が2千万円を超える方や2ヶ所以上から給与を受けている方
- 年金がある方などです。→詳しくはこちら

還付申告ができる方

- 多額の医療費を支払われている方
- 住宅などを購入などで、住宅借入金等特別控除を受けられる方
- 災害等により雑損控除を受けられる方などです。→詳しくはこちら

申告の準備

- 確定申告書の様式
確定申告書はAとBがあります。→詳しくはこちら
- 確定申告に必要な書類
領収書や確定申告書の添付書類。→詳しくはこちら
- 申告書、添付書類の入手
確定申告書等作成コーナー又は確定申告書の添付書類
税務署から入手 →詳しくはこちら
- 手引き等の入手
ホームページから入手
確定申告に関する手引き等

申告相談するには

- インターネットを利用 →e-Taxアシスタント
- 電話を利用 →税務署又は税務相談室
- 税務署などでの相談
税務署の受付時間 →詳しくはこちら
税務署又は税務相談室の所在地
※一部の税務署では、2月26日・27日の日曜日に確定申告の相談、申告書の受付を行います。

申告書の作成

- 自宅のパソコンで作成 →確定申告書等作成コーナー
- 税務署に設置しているタッチパネル(自動申告書作成機)で作成

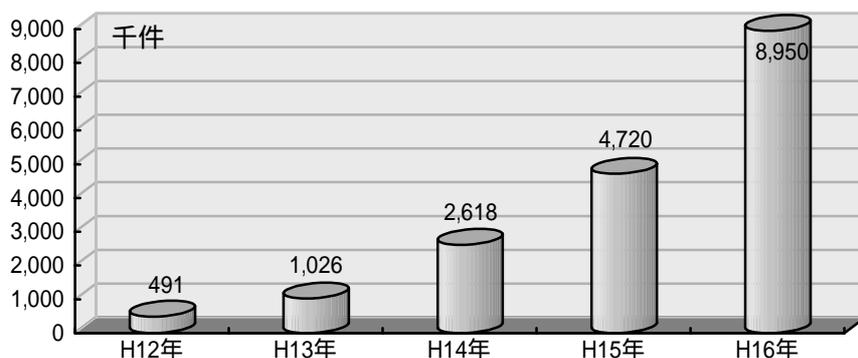
申告書の提出

- 税務署へ送付 →詳しくはこちら
- 税務署へ持参
税務署の所在地、電話番号及び管轄区域
- 提出した確定申告が間違っていたとき →詳しくはこちら

納税・還付

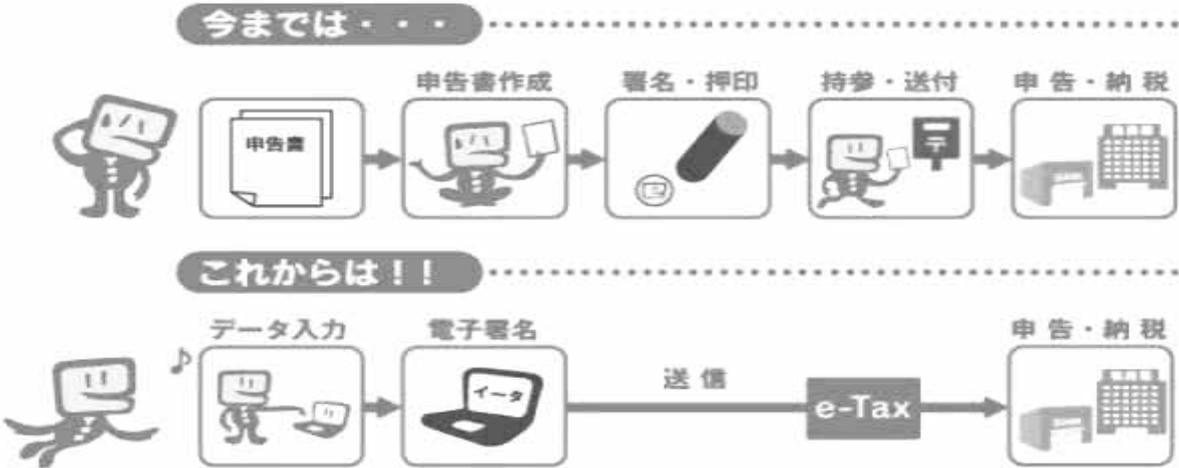
納税や還付について
 [納税] →詳しくはこちら
 [還付] →詳しくはこちら

【国税庁ホームページのアクセス件数(各年1月から3月)】



e - Tax を利用すると

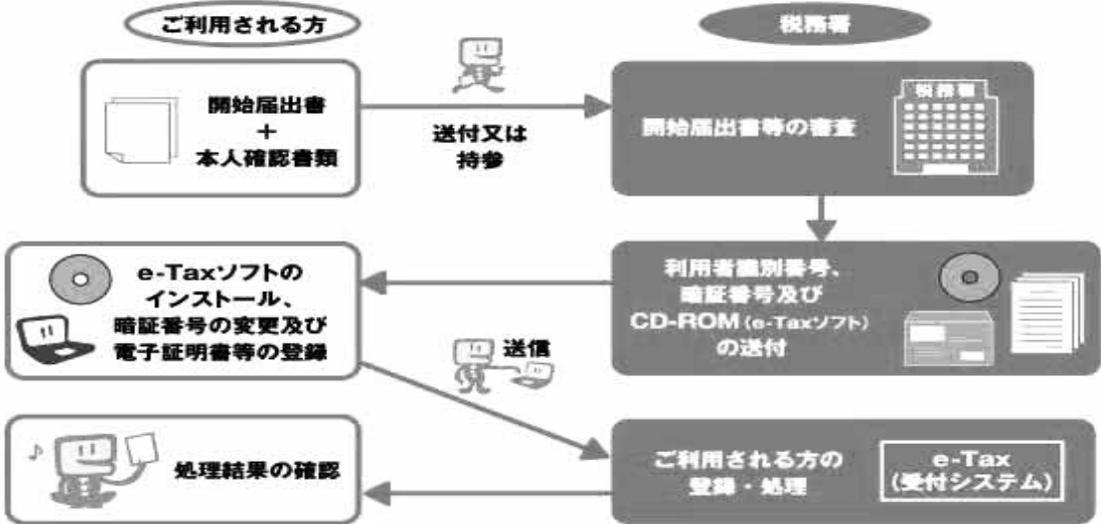
e - T a x の特徴



今まで、申告書用紙に記入して、署名・押印した後、送付等により税務署に提出していた申告手続、税務署又は金融機関の窓口に向いて行っていた納税手続を、自宅やオフィスのパソコンから、インターネットを通じて行うことができるようになり、大変便利になります。

e - Tax を利用するには

e-Tax 利用開始手続の流れ



— 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の状況 —

1 e-Tax を利用できる手続

- (1) 所得税、法人税及び消費税に係る申告
(酒税及び印紙税申告については4月11日から利用可能)
- (2) 全税目の納税
- (3) 申請・届出等（電子納税証明書の発行を含む）

2 確定申告期（2月16日～3月15日）における受付時間

(1) e-Tax の受付時間

確定申告期	通常期
① 月曜日～金曜日 午前9時～午後11時	月曜日～金曜日（祝日等除く） 午前9時～午後9時
② 日曜日 午前9時～午後9時	

(2) ヘルプデスクの受付時間

確定申告期	通常期
月曜日～金曜日 午前9時～午後8時	月曜日～金曜日（祝日等除く） 午前9時～午後5時

3 利用状況

【開始届出書提出件数】

個人	43,721件
法人	33,392件
合計	77,113件

【平成17年2月9日現在】

【e-Tax の利用件数】

所得税申告	2,749件
法人税申告	14,885件
消費税申告（個人）	566件
消費税申告（法人）	10,698件
申請・届出等	8,442件
納税	3,183件
合計	40,523件

【平成17年1月31日現在】



簡単・便利なタッチパネルのご利用を

タッチパネル方式による自動申告書作成機をご利用されますと、銀行のATMのように、画面上の該当箇所に触れていけば、簡単に申告書が作成できます。

【タッチパネル方式による自動申告書作成機】



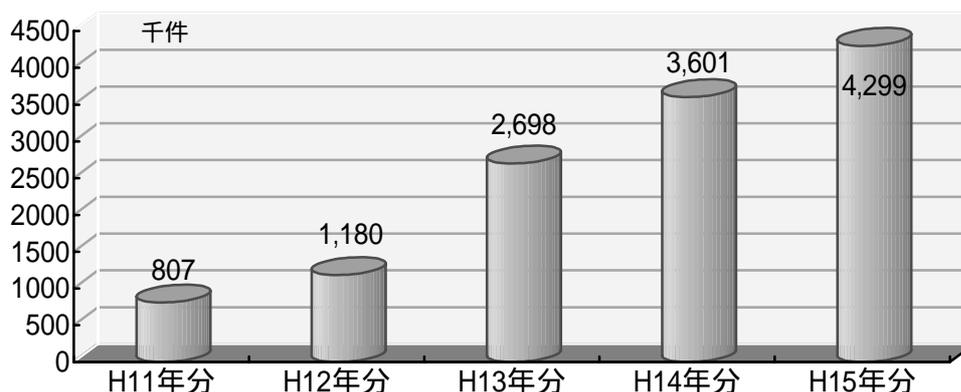
タッチパネルをご利用になれば、ほとんどの場合の申告書（注）が作成できます。税務署等にお越しの場合は、早くて簡単なタッチパネルを是非、ご利用ください。

（注） タッチパネルをご利用いただけない場合の主な例

事業所得や不動産所得等について平均課税を選択する申告

損失申告用（第四表）を併せて使用する申告

【タッチパネルによる申告書作成件数】



（注）「申告書作成件数」には、贈与税に係る計数を含みます。

税務署の閉庁日における確定申告の相談等の実施について

平成 16 年分確定申告期間中は、平日（月～金曜日）以外でも、**一部の税務署**では、**2月20日**と**27日**に限り**日曜日**も、確定申告の**相談**・申告書の受付を行います。

- * 閉庁日対応を行う税務署等については別紙の表をご覧ください。
- * 道府県内の一部の税務署で閉庁日対応を行う場合、対応署においては、広く道府県内の納税者の方々からの電話相談にお答えします。

この2日間は混雑することが予想されます。あらかじめご了承ください。

税務署にお越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。

税務署は、通常、土・日・祝日は閉庁しております。

(別紙)

国税局(所)	平成17年2月20日・27日の日曜日に閉庁日に対応する税務署名等	都道府県
札幌国税局	札幌北・札幌南・札幌西・札幌東	北海道
仙台国税局	青森	青森県
	【盛岡】	岩手県
	仙台北・仙台中・仙台南	宮城県
	秋田県労働会館の合同会場(秋田南・秋田北)	秋田県
	【山形】	山形県
関東信越国税局	【福島】	福島県
	【水戸】・【日立】・土浦・下館・竜ヶ崎・太田	茨城県
	宇都宮	栃木県
	【前橋】・高崎	群馬県
	川越・熊谷・川口・西川口・浦和・大宮・行田・所沢・東松山・春日部・上尾・越谷・朝霞	埼玉県
東京国税局	【新潟】	新潟県
	【長野】	長野県
	千葉東・千葉南・千葉西・市川・船橋・木更津・松戸・成田・柏	千葉県
	芝・麻布・品川・四谷・新宿・小石川・本郷・東京上野・浅草・本所・向島・江東西・江東東・荏原・目黒・大森・雪谷・蒲田・【世田谷】・北沢・玉川・渋谷・中野・杉並・荻窪・豊島・王子・荒川・板橋・練馬東・練馬西・足立・西新井・葛飾・江戸川北・江戸川南・八王子・【立川】・武蔵野・青梅・武蔵府中・【町田】・日野・東村山 東京国税局庁舎内の合同会場(麹町・神田・日本橋・京橋)	東京都
	鶴見・横浜中・保土ヶ谷・横浜南・神奈川・戸塚・緑・川崎南・川崎北・川崎西・横須賀・平塚・鎌倉・藤沢・小田原・相模原・厚木・大和	神奈川県
金沢国税局	甲府	山梨県
	富山	富山県
	金沢	石川県
名古屋国税局	福井	福井県
	【岐阜北】・【岐阜南】	岐阜県
	【静岡】・【清水】・【浜松西】	静岡県
	千種・名古屋北・【名古屋西】・昭和・熱田・中川・豊橋・岡崎・【一宮】・【尾張瀬戸】・【半田】・【津島】・刈谷・【豊田】・【西尾】・【小牧】 名古屋中署庁舎内の合同会場(名古屋東・名古屋中村・名古屋中)	愛知県
	【津】	三重県
大阪国税局	大津・草津	滋賀県
	上京・左京・中京・東山・下京・右京・伏見・福知山・宇治	京都府
	大阪福島・港・西淀川・生野・旭・城東・住吉・東住吉・東淀川・堺・岸和田・豊能・吹田・泉大津・枚方・茨木・八尾・泉佐野・富田林・【門真】・東大阪 広域申告相談センター(北会場・天王寺会場)	大阪府
	灘・【兵庫】・長田・須磨・神戸・姫路・尼崎・明石・西宮・芦屋・伊丹・相生・加古川・龍野	兵庫県
	奈良・葛城	奈良県
	和歌山	和歌山県
	広島国税局	鳥取
【松江】		島根県
岡山東・岡山西・西大寺		岡山県
広島東・広島南・広島西・広島北		広島県
【山口】		山口県
高松国税局	【徳島】	徳島県
	高松	香川県
	松山	愛媛県
	【高知】	高知県
福岡国税局	門司・【若松】・小倉・八幡・博多・香椎・福岡・【西福岡】	福岡県
	佐賀	佐賀県
	長崎	長崎県
熊本国税局	【熊本西】・【熊本東】	熊本県
	【大分】	大分県
	【宮崎】	宮崎県
	【鹿児島】	鹿児島県
沖縄国税事務所	那覇	沖縄県

各合同会場では、かつこ内の税務署管内の納税者の申告書の受け付けを行います。

(注)【】書きの税務署は、相談会場が税務署庁舎と異なりますので、詳しくは各税務署にお尋ねください。

12 災害等にあったとき

平成16年度版
 国税のしおり/国税庁

※所得税のしくみとあわせてご覧ください。



地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。これら二つの方法には、次のような違いがあります。

	所得税法(雑損控除)	災害減免法								
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失が対象となります。	災害による損失に限られます。								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産に限られます。 (たな卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます。)	住宅や家財。ただし、損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要です。								
控除額の計算又は所得税の軽減額	控除額は次の①と②のうちいずれか多い方の金額です。 ①差引損失額－所得金額の10分の1 ②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 (注)①差引損失額＝損害金額－保険金などによって補てんされる金額 ②災害関連支出＝災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用や豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用など	<table border="1"> <thead> <tr> <th>その年の所得金額</th> <th>所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超</td> <td>750万円以下………2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超</td> <td>1,000万円以下………4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年の所得金額	所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超	750万円以下………2分の1の軽減	750万円超	1,000万円以下………4分の1の軽減
その年の所得金額	所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超	750万円以下………2分の1の軽減									
750万円超	1,000万円以下………4分の1の軽減									
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ●災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することが必要です。 ●損失額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の人に限り、ます。 ●「損失額の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。 								

(注)生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいい、これらの資産についての災害等による損失は雑損控除の対象とはなりません。その年か翌年に譲渡所得があれば、その所得から控除できます。

〈平成16年分による比較例〉

所得600万円、夫婦子供2人(子供のうち1人が16～22歳)の場合で災害による損害がないときの所得税が370,000円(平成16年分は定率減税のため296,000円)とした場合、右の表のように軽減されます。

(注1)災害関連支出の金額はなく、社会保険料控除68万円、生命保険料控除5万円として計算しました。

(注2)損害額は、住宅や家財の2分の1以上です。

(注3)右表のカッコ書きは、定率減税額を控除した所得税額です。

損害額	雑損控除適用による所得税額	災害減免法適用による所得税額
100万円	310,000円 (248,000円)	185,000円 (148,000円)
200万円	210,000円 (168,000円)	
300万円	110,000円 (88,000円)	

国税庁ホームページで所得税の確定申告書が作成できます!

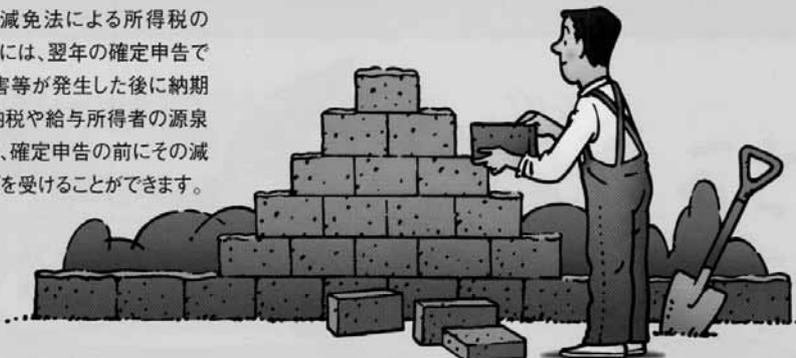
※国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> の「確定申告書作成コーナー」をご利用ください。

税務署は、土・日・祝日は、閉庁となっていますので、窓口等をご利用になる場合は月曜日から金曜日の執務時間内をお願いします。

この社会あなたの税がいきている 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

予定納税の減額・源泉徴収の徴収猶予など

所得税法や災害減免法による所得税の軽減免除は、最終的には、翌年の確定申告で精算されますが、災害等が発生した後に納期限の到来する予定納税や給与所得者の源泉所得税などについて、確定申告の前にその減額又は徴収猶予などを受けることができます。



予定納税の減額		給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など
所得税法	災害等を受けた日の区分 1月1日 } 6月30日	左記①、②のいずれにも該当するときは、所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができます。 なお、左記①、②に該当しない場合であっても損害額がその年の所得金額の10分の1を超えるなど雑損控除の適用があると見込まれるときは、その雑損失の金額に対応する源泉所得税額が徴収猶予されます。
	7月1日 } 10月31日	
災害減免法	7月1日から12月31日までの間に災害を受けた場合で、次の①、②のいずれにも該当するときは、その年の所得金額と「所得税の軽減額の計算」による税額とを見積もり、災害のあった日から2か月以内に減額を申請する。 ① 住宅や家財に受けた損害額がその価額の2分の1以上であること。 ② その年の所得金額の見積額が1,000万円以下であること。	災害減免法 ① 徴収猶予 災害を受けた日以後、最初に給与の支払を受ける日の前日までに勤務先を経由して、徴収猶予の申請書を所轄する税務署長に提出してください。 ② 還付 還付申請書に、還付を受けようとする税額が徴収済みである旨の勤務先の証明書を添えて、所轄する税務署長に提出してください。

(注) 相続税・贈与税及び酒税なども、災害により損害を受けた場合、税額が免除されるなどの取扱いがあります。

納税の猶予

災害などにより相当の損失を受けた場合、税務署長に申請をすることによって次のとおり納税の猶予を受けることができます。

- ① 損失を受けた日に納期限が到来していない国税
 - ① 損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税
.....納期限から1年以内
 - ② 所得税の予定納税や法人税・消費税の中間申告分
.....確定申告書の提出期限まで
- (注) ①、②とも災害のやんだ日から2か月以内に申請することが必要です。
- ② 既に納期限の到来している国税で一時に納付することができないと認められる国税
..... 1年以内

申告などの期限の延長

災害などの理由により申告、納付などをその期限までできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。

これには、地域指定と個別指定による場合があります。

- ① 地域指定
災害による被害が広い地域に及ぶ場合、国税庁長官が延長する期日と地域を定めて告示しますので、その告示の期日までに申告、納付などをすればよいこととなります。
- ② 個別指定
地域指定されていない場合、所轄の税務署長に期限の延長を申請し、その承認を受けることとなります。